

目 次

第 1 号 11月14日（月曜日）

令和4年第2回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）	5
議案第56号 副町長の選任について	11
閉会	13

令和4年第2回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	令和4年11月14日			
本会議の会期	令和4年11月14日から11月14日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和4年11月14日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和4年11月14日	午前10時47分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
不応招議員	6番 玉 川 邦夫			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	6番 玉 川 邦夫			
会議録署名議員	2番 小 椋 淑孝		4番 山名田 久美子	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武之	税務課長兼会計管理者 佐 藤 貴博
	町 民 課 長 只 浦 孝行	健康福祉課長 佐 藤 英勝	農 林 課 長 湯 田 英幸	建 設 課 長 猪 股 朋弘
	教育委員会教育長 湯 田 嘉朗	教 育 次 長 湯 田 浩光	農業委員会事務局長 大 竹 浩二	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康貴	書 記 室 井 徳 人	書 記 芳 賀 沼 崇正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第2回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：令和4年11月14日（月）午前10時開会

開 会
開 議
日程第 1
日程第 2
日程第 3
日程第 4
日程第 5
散 会
閉 会

会議録署名議員の指名

2番 小 椋 淑 孝

4番 山名田 久美子

会期の決定

町長提案理由の説明

議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

議案第56号 副町長の選任について

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。秋も深まり何かとお忙しいところ、本日臨時会を開きましたところ、大変皆様のご出席ありがとうございました。

ただいまの出席議員は11名であります。6番、玉川邦夫君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回下郷町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番、小椋淑孝君及び4番、山名田久美子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第2回下郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本臨時会におきましては、議案2件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、昨日執り行いました令和4年度自治功労者、教育功労者表彰式におきましては、議員各位のご臨席を賜り、誠にありがとうございました。このたび受賞されました方々には、そのご功績、ご尽力に対しまして、滞りなく謝意をお伝えできましたものと考えております。

さて、福島財務事務所が11月1日に発表しました10月の県内経済情勢報告によりますと、総括判断は県内経済は持ち直しつつあるとし、前回の7月に続き2期連続で引き上げられたものとなっております。行き先につきましては、ウィズコロナの新たな段階へ

の移行が進められる中、各種政策の効果もあり、持ち直しに向けた動きが続くことが着たいされます。ただし、物価上昇による影響、供給面での制約、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があるとしております。本日ご提案申し上げます補正予算には、この動きを踏まえ、物価高騰による影響の緩和や消費の下支えを通じた生活者支援など、その所要額を計上いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、現在新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行への懸念や新型コロナウイルスの第8波の懸念が高まってきております。感染抑制と社会経済活動の両立に向けては、基本的な感染対策の徹底に加え、換気、予防、備えが極めて重要となっておりまいます。今後とも皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、令和5年度予算であります。去る11月1日には町組織内での説明会を開催し、当初予算の編成に着手をいたしました。11月7日からは、各行政区における次年度の重点事業の要望を区長さん方から直接お聞きしているところであります。限られた予算ではありますが、健全財政の堅持を念頭に、未来創生交流のまちを具現化すべく、編成作業を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようご報告を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9,580万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,612万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、1つは電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に要する経費4,120万円を計上しております。この事業は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯等に対し、1世帯当たり5万円の給付を行うもので、事業に要する経費につきましては、全額国費で賄われるものであります。

2つには、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業に要する経費5,460万6,000円を計上しております。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化として、国が創設した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、全ての町民の皆様を対象に町内店舗で使用できる商品券1人当たり1万円を発行するもので、消費の下支えを通じた生活者の支援や地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第56号 副町長の選任についてでございますが、現在空席となっております副町長に下郷町大字豊成字下モ6272番地の1、室井哲、現総務課長を選任したくご提案申し上げます。同氏は、福島県立会津高等学校を卒業後、仙台電子専門学校に進まれ、IT関連企業勤務を経て、昭和59年4月1日に本町事務吏員として任用されました。以来現在まで長年町職員として本町行政の進展に努められ、その間総務課行政推進係長、総務課主管兼課長補佐、議会事務局長などを歴任され、その行政各般にわたる豊かな経験と知識をもって、平成30年4月1日から現在まで総務課長としてその職務を

全うされております。これらのことから、副町長として適任者であると考え、同氏を副町長に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

以上、本臨時会にご提案いたしました議案についてご説明申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第4 議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9,580万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,612万7,000円とするものであります。

お配りをしております議案第55号資料、令和4年度下郷町一般会計補正予算を併せて御覧をいただきまして、11月補正予算の概要であります。予算規模は先ほど申し上げましたとおり9,580万6,000円を追加するものであります。主要事業としまして、今補正では2つの事業に係る所要額を計上させていただきました。

初めに、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業でございますが、事業費は4,120万円、事業内容は電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯等に対し、1世帯当たり5万円の給付を行うものであります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業でございますが、事業費は5,460万6,000円、事業内容は全ての町民の皆様方を対象に、町内店舗で使用できる商品券1人当たり1万円を発行し、消費の下支えを通じた生活者の支援や地域経済の活性化を図るものであります。なお、これら2つの事業に係る財源につきましては、全額国庫補助金を予算措置しております。

それでは、初めに、歳出からご説明を申し上げます。議案書の8ページをお開きいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、1つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に要する経費、総額で4,120万円を計上しております。10節需用費では消耗品費を、11節役務費では郵便料及び口座振替手数料を、12節委託料ではシステム改修業務委託料及び支給対象者宛ての確認書の作成から封入、封緘までを含めたアウトソーシング業務委託料をそれぞれ計上しております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、支給対象者数を800世帯と見込み、給付金本体に係

る所要額4,000万円を計上したものであります。

次に、議案書の8ページから9ページにかけてとなりますが、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費では、2つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業に要する経費、総額で5,460万6,000円を計上しております。10節需用費では消耗品費を、11節役務費では郵便料を、12節委託料では商品券の印刷製本や換金等の管理職務に係る委託料を計上しております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、発行対象者数を5,150人と見込み、商品券本体に係る所要額5,150万円を計上したものであります。

議案書の7ページにお戻りをいただきまして、歳入でございますが、民生費国庫補助金では、1つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る補助金を、総務費国庫補助金では、2つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業に係る補助金をそれぞれ財源措置しております。

続いて、お配りをしております議案第55号資料（健康福祉課）につきまして、所管課長からご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業についてご説明をさせていただきます。

別紙の資料となります議案第55号資料（健康福祉課）を御覧ください。まず、本事業の目的でございますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や電力、ガス、食料品等の高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して給付金を支給することにより、その影響を緩和することを目的としております。

次に、対象者でございますが、基準日となる令和4年9月30日において、住民基本台帳に記録されている者のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯、令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、世帯全員の収入が減少し、住民税均等割が非課税相当となった世帯を対象としておりまして、対象世帯数につきましては、800世帯を見込んでおります。支給金額につきましては、1世帯当たり5万円を支給することとしております。

次に、今後の予定になりますが、令和4年12月に対象者の方に、申請書代わりの確認書というふうな書類のほうを発送させていただきまして、順次そちらの提出があり次第口座振込にて給付金を支給させていただきたいと考えております。申請期限は来年、令和5年の1月末日を予定しております。

以上、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 今健康福祉課長から説明ありました55号の資料でございますけれど

も、これ令和4年度分の①の非課税世帯というのは分かりますけれども、それ以降の4月の1日以降の世帯全員の収入が減少したということ、第1点。それから、住民税均等割非課税になったと。これどのようにして確認したのか、そこら辺を教えてください。

それから、あと議案書7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の町民1人当たり1万円の商品券のことなのですけれども、片方は現金、片方は商品券、これ何か国で定められたものなのですか。商品券でなくて現金のほうが私はいいと思うのだけれども、そこら辺が国で定められたものでやっているのか、そこら辺お聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 8番、湯田純朗議員よりご質問のございました対象者、②番にございます令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、世帯全員の収入が減少し、非課税相当となった世帯をどういうふうを確認するのかというふうなご質問でございますが、こちらのほうは自己申告で、申請書と併せまして、その収入の中身が分かるものをお持ちいただいて申請をしていただく形になります。当然非課税相当になる条件がございますので、一月当たりが減少しても、残りの数か月が元に戻っているようなものであれば、非課税相当ではなり得ませんので、あくまでも住民税の均等割が非課税相当というふうな部分が条件になるものとなります。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 収入が減少したということ、もちろんこれは分かるわけなのですが、確認するもの、具体的に証明するもの、ものでもいっぱいあるわけですが、例えば役場のほうで指導する場合、どういうものという指導をしていたのでしょうか、そこら辺。ただ証明するものでは分からないわけです。それはその所属する会社から昨年1月1日のあれを今年はどうだというふうに対比するものがなければ判断できないでしょう、私そう思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま8番、湯田純朗議員からの証明するものというふうなお話でございますが、基本的には会社にお勤めの方ですと、基本あまりこういったものを該当する部分はないというふうには考えております。基本的に会社お勤めの方ですと、税情報でしたり、会社からの給与支払いの明細とかがあって、そちらのほうで確認できますので、②番のほうに関わってくる部分は少ない、大体想定されておりますのが自営業者の方、元請の例えば大工さんですとか、そういった方がいらっしやって、元請からの収入明細書とかをお持ちいただいて、そちらを確認するというふうな想定で国のほうでは判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） この関係で、例えば下郷は農家の方が多いわけです。農業のほうの関係はこういうのには該当しなかったのでしょうか。そこら辺の判断は非常に難しいと、特に農業の場合。毎月の給与ではないわけですから、そういう場合はどのようにして判断するのか。サラリーマンなら分かりますけれども、農業というのは毎月、毎月ではないわけですから、取って何ぼですから、そういう場合にはこれに該当するのか、しなければどういふわけではないのか、する場合はどういふ形であるのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいまの8番、湯田純朗議員からの農家の場合の収入の判断の仕方というふうなことになりますが、当然その収入減少されている農家の方一定程度もちろんいらっしゃると思うのですが、あくまでも対象となっているのは、新型コロナウイルス感染症、物価高騰というふうな2つの影響を受けてというふうな考え方になりますので、当然肥料ですとか、資材とかの高騰を受けて収入が減少しているというふうな証明できる書類をお持ちいただけるのであれば、該当するかと存じます。個別のケースに関しては、その方、その方のケース、ケースというふうな形になろうかと思えますので、その書類のほうを確認させていただいてというふうな形になろうかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症地方対応臨時交付金内におきまして、このたび電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されているところでございます。この重点交付金につきましては、エネルギー、食料品価格等の価格高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組により、重点的になおかつ効果的に活用されるよう臨時交付金の中に創設されたものでございます。なお、この臨時交付金の重点交付金の対象につきましては、いろいろ推奨メニューございまして、その中に消費下支えを通じた生活者支援という内容がございまして、エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受けた生活者に対しまして、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント、また地域振興券等を発行して、消費を下支えする取組などの支援というメニューがございまして、あくまで地域経済の循環を促すという意味で、しもごろーがんばろー商品券ということで、このたび予算計上させていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 今の説明で大体分かりますけれども、現金では駄目だったということですか。はっきりそこだけ聞きたいのです。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 交付金事業の性質がございまして、今ほど申し上げました

事業内容について、やはり地域経済に直接的に落ちる事業者並びに生活者に対する支援ということで、しもごろ一商品券を計上させていただいておりますので、よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 11番の星でございますけれども、ちょっと確認したいのですけれども、今回の給付金の事業でございますけれども、国から10分の10となっておりますけれども、町の持ち出しはないということによろしいのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 11番、星輝夫議員からのご質問ですが、町の持ち出しがあるのかというふうなご質問でよろしかったと思いますが、今回の事業につきましては、国10分の10というふうな考え方になるかと思っておりますので、町からの持ち出しはございません。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

まず、この2つの大きな補正関係で、歳入、国庫補助金ということでございますが、これは国の臨時国会において決定されたことに基づくと思うのですが、これの国からの補助金の入金、補助が決定していつ入金になったのか。それから、9月の議会で国からの交付金が増額されて、最終的な額が決定されて、予備費に計上しておりますが、その予備費からの流用で予算化したのか、その辺の違い。まず、そこをはっきりとお示し願いたいと思います。

それから、先ほど8番議員からもあったと思うのですが、振込関係、住民税非課税関係の800世帯には、口座振込ということで実施するというところでございます。国では、今マイナンバーカードの取組も積極的に進めておりまして、本来ですとペーパーレス化、要するに経費をいかに安くするかということが今後行政に課せられている課題でございます。印刷製本しますと、それだけ委託料、直接振込のほかの委託料がかなり増額しておりまして、5,660万6,000円の中でも195万2,000円の委託料がかかるわけです。これが口座振込ですと、口座振込料だけで済むし、かなりの経費節減になると思うのですが、その辺の政策判断というのは、やっぱり振込でやるべきだと私は考えております。確かに商品券化すれば、地元の商店街で使うということでございますが、決して現金で口座振込しても、それは地域の経済に循環するということは大して変わらないと思うのです。その辺、要するに効果の委託料の予算の執行に当たって、なるべく無駄な部分はなくすというような観点からすれば、やはりこの部分は口座振込にすべきだと思うのですが、もう一度その辺をお示し願いたいと思います。

それから、非課税世帯に補助金を出すということで800世帯、昨年度の申告で非課税世帯が何世帯で、あと4月以降確認できる、想定している要するに所得の減少傾向となっていて、住民税が非課税になるという想定の世界帯、これは何世帯、どのぐらいを想定しているのか、まずその辺をお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは最初、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま7番、佐藤盛雄議員からご質問いただきました。

2点ほどあったかと思いますが、まず収入の実際の補助金がいつ入金されるのかというふうなご質問でございますが、現在申請書、補助金の交付申請のほうの作業をしておりますので、まだ具体的に国のほうから実際のお金のほうがいつ入ってくるかというふうな指示等はまだ来ていないような状況になっております。

あと3点目の800というふうな見込み世帯の内訳というふうなご質問でございましたが、まず①番の住民税非課税世帯の人数として、780世帯を見込んでおります。残り20世帯を②番の非課税相当となった世帯というふうなことで見込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

私からは、総務費の国庫補助金、こちらの入金関係につきましてご説明を申し上げたいと思ひます。地方創生臨時交付金でございますが、今回予算計上しました分は、重点支援交付金ということで、地方創生臨時交付金が増額強化された交付金でございますが、そちらの交付金につきましては、現在のところまだ入金という段階には至ってございません。地方創生臨時交付金、これ全体のお話でございますが、令和4年度本町に配分になってまいります上限額につきましては1億6,302万円、こちらが上限額となっております。この上限額の範囲の中で、当初予算あるいは9月補正で各種事業を計上させていただきました。このうち既に6,655万2,000円、この分につきましては、令和4年、本年の10月27日に国のほうから県を通じて交付をいただいておりますが、残りにつきましては、現在のところ何月何日交付というような段階には至っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2点目でございますが、今回の重点支援交付金事業のほうで、口座振込のほうがよりよかったのではないかというようなご質問をいただきました。この事業につきましては、庁内内部で検討している際に、今回この事業の目的にもありましたとおり、消費の下支えを通じた生活者の支援、そして地域経済の活性化を促すということが大きな目的としてあります関係上、現金給付よりも地域内で使える地域振興券、商品券のほうの方がよりよいのではないかということで、このような予算措置に至ったものでございます。なお、議員からおただしのありましたマイナンバーカード、今本町におきましても担当課においてマイナンバーカードの交付率、申請率を上げようということで、頑張っておりますが、いずれはこのマイナンバーカードを通じた公金の登録口座、そちらのほうを整備されてまいりましたらば、その登録口座に直接振り込むような事業計画もできるのではないかなと考えております。こちらにつきましては、できるのではないかなということではなくて、大いに利用して、そういった振込に必要な経費等の削減を図って、事業を効率化していくというようなこともございますので、そちらも大いに今後は検討していかなければならないというふうに考えておりますので、そこはご理解をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。内容的には了解いたしました。振込関係、今総務課長がおっしゃったように、要するにマイナンバーカードの加入率を上げて、登録した口座に即座に対応できる、その事務的な期間、要するにそのほかの経費も安く済むということで、将来はそういうふうにするものと確認します。

それから、商品券というのは確かにその場で使えるということで、地元の商店街でないと使えないということで、その地元の商店街の活性化ということにもつながります。ただし、今回商工会で第3弾のしもごろーのプレミアム商品券を発行するというので、町で660万円補助して、間もなく実行する予定でございます。ですから、いろんな形で商工会を通じて、地元の商店街の活性化の対策やっておりますので、本当今回は現金で振込のほうが事務方としても決済も早く、処理もできるということでしたわけです。将来に向けては、そういう振込ということに移行するというので理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 副町長の選任について

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第56号 副町長の選任についての件を議題といたします。

総務課長、室井哲君の退場を求めます。

（参事兼総務課長 室井哲君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案については、先に提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2

項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 副町長の選任についての件は、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) ちょっとお伺いします。

今回現在の総務課長が候補者として副町長と上げております。今後総務課長という重要なポストが空くわけでございます。町政執行に支障のないような要するに人事、町長はどのようにお考えですか。

○議長(小玉智和君) それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

今日議案第56号で副町長の選任を議決していただきましたならば、午後にでも課長会議を開催して、10日間の区切りをつけて、事務引継ぎに支障のないようにしていきたい。後任については10日前に内示するということになっておりますので、そのようにしたい。ですから、事務の停滞はございません。よろしくお願いします。

○議長(小玉智和君) そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことが通例といたしております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第56号 副町長の選任についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 副町長の選任についての件は、原案のとおり可決されました。

総務課長、室井哲君の入場を認めます。

(参事兼総務課長 室井哲君 入場)

○議長(小玉智和君) ただいまの案件につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、室井哲君が本席におられますので、挨拶をお願いいたします。

室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) このたびは、副町長の選任につきご同意をいただき、また挨拶の機会を与えていただきましたことに対し、心より御礼を申し上げます。

副町長という大任を仰せつかりましたことは、身に余る光栄でありますとともに、改

めてその責任の重さに身が引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、これまでの行政経験を生かし、星學町長の下、本町の発展に向けて誠心誠意努力してまいり所存でございます。今後とも議会の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小玉智和君） これで本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回下郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。（午前10時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員